

奈良県中央こども家庭相談センター庁舎移転業務

一般競争入札 説明書

奈良県こども家庭課長

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記５の（１）に掲げる者の説明を求めることができます。

記

１ 公告日 平成２５年７月２５日（木）

２ 競争入札に付する調達の内容

（１） 入札物件

奈良県中央こども家庭相談センター庁舎移転業務

（２） 入札物件の数量・特質

奈良県中央こども家庭相談センター庁舎移転業務一式

（３） 契約期間

契約の日から平成２５年８月２５日まで

（４） 履行場所

奈良県中央こども家庭相談センター

奈良市紀寺町８３３

（５）その他については、別紙仕様書のとおり

３ 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（この金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載して下さい。

４ 競争入札に参加する者に必要な資格

提案の資格を有する者は、次の項目のすべてに該当していなければなりません。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２） 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （３） 奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- （４） 民事再生法（平成１１年法律第２３５号）の規定による再生手続開始の申立て、会社

更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (8) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (9) 上記(7)及び(8)並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- (10) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
- (12) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目：役務の提供、運搬請負等の委託業務で登録をしている者であること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
奈良県 健康福祉部 こども・女性局 こども家庭課 児童虐待対策係
所在地 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁 3 階
電話 0742-27-8605 FAX 0742-27-8107
この競争に関する質問の受付は、平成25年7月30日（火）午後5時までとします。
別紙「質問票」（様式1）によりFAXによってください。FAX0742-27-8107
- (2) 入札説明会の開催
実施しません。
- (3) 入開札の日時及び場所
平成25年8月8日(木) 午前10時30分
県庁主棟4階 入札室
- (4) 入札回数
2回を限度とします。
1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再入札（2回目）を行う場合があります。
- (5) 郵便による入札

ア 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「奈良県中央こども家庭相談センター庁舎移転業務に係る入札書」と朱書して、8月7日（水）までに到着するようにしてください。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札にかかる入札書の郵便を認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「奈良県中央こども家庭相談センター庁舎移転業務に係る入札書（初度入札）」又は「奈良県中央こども家庭相談センター庁舎移転業務に係る入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」）と各々朱書して、8月7日（水）までに到着するようにしてください。

ウ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

エ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

オ 郵便で入札に参加する場合、下記8（3）で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係ない職員が「くじ」を引くことになります。

6 その他

（1）入札保証金

免除します。

（2）契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書きの規定（県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者）に該当する場合は、免除します。

（3）入札者に要求される事項

ア 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

イ 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。

ウ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、取り消すことはできません。

（4）仕様書関係書類の貸出について

ア 仕様書別紙1～3は、防犯上の理由で県こども家庭課にて貸出します。

イ 貸出申請期間及び場所

平成25年8月7日(水) 午後5時まで

県庁主棟3階 奈良県こども家庭課

ウ 貸出の際は、借用書を記入してもらいます。

エ 貸出資料は、入札日当日までに持参するか、郵送で返却してください。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この説明書に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書に重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札者記載の金額を加除訂正した入札
- (5) 同一入札書がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係がない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同金額の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

9 契約書の作成等

落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県契約規則第14号）第17条第1項の規定に基づき落札の日から5日以内（特別な理由により必要があると認めるときは指定する日まで）に契約を締結するものとします。

従って、上記6（2）で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

10 注意事項

- (1) 搬入搬出・梱包・作業等については、奈良県中央こども家庭相談センターの指示に従って、担当者と充分打ち合わせをし、指示に従って下さい。
- (2) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の

代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記カに該当する場合を除く。)において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

1 1 その他

- (1) 入札書は、再入札が起こる場合がありますので、2枚用意してください。
- (2) 落札者は、詳細仕様及び履行方法等について、事前に発注課と充分協議してください。
- (3) 入札書の記載については、次の記載例のとおりです。

[入札書記載例（A4版）]

1. 記載金額には、総計金額を記入してください。
2. 記載金額は、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額、つまり、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を記入してください。
3. 入札時には**封筒**を持参してください。（入札箱に投函する際は、封滅してください。）
4. 入札は再入札が起こりえますので、入札書は2枚用意してください。

入 札 書

金 ○○○○○○○○○円

ただし、奈良県中央こども家庭相談センター庁舎移転業務一式

入札保証金 免 除

上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

住 所 ○○○○

氏 名 ○○○○

(代理人 ○○○○



総計金額を記入してください。

見積もった金額の105分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を抜いた金額）を記入してください。（再入札を辞退される場合は、「再入札辞退」と記載してください。）

入札日の年月日を記入してください。

必ず県に登録している登録印を押印してください。（代理人で参加している場合は、下記の代理人の押印のみでも可能です。）

代理人で入札に参加されるときは、代理人の記名押印がないものは、無効となります。

委 任 状

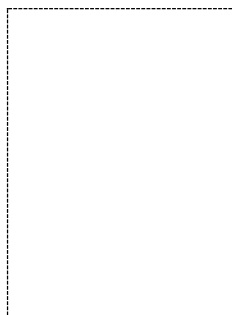
私は、を代理人と定め、次の行為を行う権限を委任します。

記

入札物件 奈良県中央こども家庭相談センター庁舎移転業務

委任事項 上記物件の入札に関する一切の件

受任者使用印鑑



※この印を入札に使用する

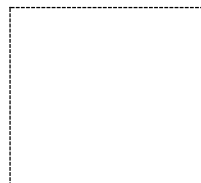
平成 年 月 日

奈良県知事 殿

所在地

商号又は名称

代表者



※会社印、代表者印を押す。

(様式1)

平成 年 月 日

質 問 票

住 所
事業者名
担当者氏名
電話番号
F A X 番号
メールアドレス

※箇条書きで簡潔に記載してください。